

毎週火、金曜日発行（但休日に行かぬときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県生繭取扱規則の一部改正
- ◇告示 漁業法による司法警察員の指名
米飯提供業者の登録
肝てつ検査等の実施
- ◇教委告示 鳥取県社会教育委員推せん期日等
- ◇公告 二級建築士資格試験の受験申込期間の延長

規則

鳥取県生繭取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年五月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十五号

鳥取県生繭取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県生繭取扱規則（昭和二十五年五月鳥取県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 生繭を取扱う者（養蚕業者、蚕種製造業者及び自家用の真綿、生糸等を製造するため生繭の取扱をする者を除く。以下同じ。）は生繭を集散し、又は保存する場所（以下「生繭取扱場所」という。）を設けようとするときは、毎年業務を開始する日前二十日までに、生繭取扱場所承認申請書（様式第四号）に、生繭取扱場所の平面図を添えて、知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は前項の承認をしたときは、生繭取扱場所承認書（様式第五号）を交付する。

3 生繭取扱場所には前項の承認書をちよう付した標札（様式第六号）を掲げなければならない。

第五条中「（養蚕業者、蚕種製造業者及び自家用の真綿、生糸等を製造するため生繭の取扱をする者を除く。

以下同じ」を削る。
第六条中「生繭を集散し又は保存する場所（以下生繭取扱場所という）」を「生繭取扱場所」に改める。
様式第三号の次に次の三様式を加える。

様式第四号

生繭取扱場所承認申請書

- 一 許可証の番号
- 二 生繭取扱場所の所在地
- 三 管理者住所氏名
- 四 生繭取扱場所開設予定期間及び生繭取扱予定数量

期 別	開設予定期間	取扱予定数量			備 考
		上	繭その他	計	
春蚕期	月 月 日から 日まで	貫	貫	貫	
初秋蚕期	月 月 日から 日まで				
晚秋蚕期	月 月 日から 日まで				

五 生繭取扱場所の概要

生繭取扱場所の面積	同上の最大収容能力	床上の設備	床下の設備	備 考

右のとおり承認されたく申請します。

昭和 年 月 日

住所 氏名(名称)

鳥取県知事 殿

様式第五号

鳥取県受 第 号

住所

氏 名

昭和 年 月 日付で申請のあつた生繭取扱場所については、鳥取県生繭取扱規則第四条の二の規定により左記のとおり承認する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名

記

- 一 取扱場所の所在地
- 二 管理者住所氏名
- 三 開設期間

昭和 年 月 日から 日まで
昭和 年 月 日まで

様式第六号

生繭取扱場所
管理者住所氏名
許可番号鳥取受 第 号

業種
住所
氏名(名称)

右雇主
住所
氏名(名称)

承認書
ちよう付欄

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第五項の規定による司法警察員として職務を行う者を次のように指名した。

昭和三十三年五月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

司法警察員証番号 氏名 職名 勤務所 指名期間

四六九	竹原幸吉	鳥取県技術吏員	鳥取県経済部水産課	昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで
四五六	山本 勲	"	"	"
四二二	田中時一	"	"	"
四一二	豊嶋一志	"	"	"

鳥取県告示第二百四十二号

食糧管理法施行規則（昭和三十三年農林省令第百三号）

第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十三年五月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	氏名	名称	住所	営業の場所
七〇九	加藤 信枝	作州屋	八頭郡智頭町智頭一五三二の五	住所に同じ
七二〇	塔 節三	サンドハ	岩美郡福部村湯山池淵一―二の六	住所に同じ
七一一	山崎 房枝	武 蔵	境港市日の出町四一	住所に同じ
七一二	後藤 ヨシ	有限会社好日荘	米子市灘町一の九二	住所に同じ
七二三	田川美恵子	湖 月	鳥取市元鑄物師町七二	岩美郡福部村多鯨ヶ池畔住所に同じ
七二四	中島 照子	砂丘食堂	岩美郡福部村湯山多鯨ヶ池	住所に同じ
七二五	岩谷 さめ	市丸食堂	湯山一、三三七	住所に同じ
七二六	山本アヤノ	棉巴荘	倉吉市堺町二の九六六	住所に同じ

七二七 柴田 澄子 更科食堂 " 宮川町 "

七二八 八幡 あき みのり荘 米子市皆生一、七五〇の一七八 "

鳥取県告示第二百四十三号

次のように肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年五月二十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛、但し生後四箇月及び分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法

検査……皮内注射反応法、虫卵検査法
駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表	実施期日	実施区域	実施場所
自六月 四日	日野郡福栄村	同上	
至" 七日			
自六月 十日	高宮村		
至" 十五日			
自六月 十七日	石見村		
至" 二十一日			
自六月 二十四日	多里村		
至" 二十八日			

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号）による鳥取県社会教育委員の委嘱を行うにあたり県内に事務所を有し社会教育に関する事業を行うことを主たる目的としている各社会教育関係団

体が鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日及び推せん書様式は次のとおりとする。

昭和三十三年五月二十一日

鳥取県教育委員会

- 一 推せん期日 昭和三十三年五月二十三日から昭和三十三年六月五日まで
- 二 推せん書様式

昭和三十三年 月 日

推せん団体代表者 氏 名 印

鳥取県教育委員会教育長殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

昭和三十三年五月二十一日鳥取県教育委員会告示第十八号により鳥取県社会教育委員候補者に何某を左記調書を添えて推せんします。

記

鳥取県社会教育委員候補者調書

氏名	生年月日
住 所	
職 業	
(勤務先)	
当該団体にお	
ける役職名	
最終卒業学校	

備考 団体規約を一部添付すること。

公 告

昭和三十二年四月十二日公告した二級建築士資格試験の
受験申込期間を昭和三十二年六月十五日まで延長する。

昭和三十二年五月二十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印 発

副 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所 具